

【運送の対象等の整理】

別 図

基本原則

1. 運送の対象＝居住地主義（新潟市民を対象）
2. 運送主体の所在地で差は生じない

〔 他市町村を所在地とする実施主体が、新潟市民を対象に、新潟市に発地又は着地のいずれかがある福祉有償運送を提供する場合は、新潟市運営協議会による協議を経る必要がある。 〕

発地・着地 例 運送の対象 運送主体		新潟市内 往復(発着)	A市内 往復(発着)	新潟市発 (片↓道) A市着	A市発 (片↓道) 新潟市着	新潟市 (往↕復) A市	A市 (往↕復) 新潟市
		新潟市内の病院から 新潟市内のスーパー を往復する	A市内の病院からA市 内のスーパーを往復す る	A市内の病院に通院	A市内の病院を退院	A市内の病院で診察 を受け新潟市へ戻る	入院しているA市内の 病院から新潟市の自 宅にとんぼ帰りする
新潟市民で ある会員	新潟市業者	○	×	○	○	○	×
	A市業者	○	×	○	○	○	×
A市民であ る会員	新潟市業者	×	●	●	●	×	●
	A市業者	×	●	●	●	×	●

- ※凡例
- 新潟市運営協議会による協議を経る必要がある
 - A市運営協議会による協議を経る必要がある
 - × 国のガイドラインでは想定していない輸送

要協議事項

- ・居住地主義を原則とするが、長期入院等の状態にある市外人の取扱いは運営協議会による協議を要する